

令和7年度（2025年度）

清涼飲料水自動販売機設置事業者募集要項

ひらい人権文化センター(行政財産)

令和7年（2025年）2月

宝塚市 総務部 ひらい人権文化センター

目 次	ページ
1 公募物件	2
2 応募資格	2
3 自動販売機の設置条件等	2
4 応募申込み	4
5 価格提案書の提出及び審査（公開選定）	4
6 使用許可申請等の手続き	6
7 設置事業者の決定の取消し	6
8 その他	6
9 問い合わせ先	6
資 料	
・ 物件明細書	7
・ 応募申込書	8
・ 誓約書	9
・ 委任状	10
・ 価格提案書	11
・ 行政財産使用許可申請書（参考）	12
・ 行政財産使用許可書（参考）	13

清涼飲料水自動販売機設置事業者募集要項

宝塚市総務部ひらい人権文化センターが行う清涼飲料水自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この要項を熟読され、次の各事項をご承知の上、お申込みください。（この募集は、宝塚市公有財産事務取扱規則第 22 条に規定する「地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定による行政財産の使用許可」を受けようとする者を公募するものです。）

1 公募物件

- (1) 設置施設名 宝塚市立ひらい人権文化センター（宝塚市平井 6 丁目 3 番 38 号）
- (2) 設置場所 別館敷地内
- (3) 設置台数 1 台

- ・物件の詳細については、別紙物件明細書のとおり。
- ・自動販売機の機種によっては、設置（回収ボックス含む）及び商品の補充やメンテナンスのための通行等に支障がある場合も考えられますので、事前に設置場所の確認をお願いします。

2 応募資格

- (1) 事業者として十分な資力、信用、経験及び管理運営能力を有し、自動販売機の設置業について実績のある法人とします。
- (2) 提出した書類を本市が審査し、資力や信用、設置条件等がこの要項に定める項目を満たし、利用上支障がないこと。
- (3) 法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること（該当の場合のみ）。
- (4) 次のいずれかに該当する場合は、公募に参加できません。
 - ① 地方自治法施行令第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格に関する規定）に該当する者。
 - ② 過去に本市との契約条件に違反し、あるいは違反行為に関与したことがある者。
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、その他反社会的団体及びその構成員等である者。
 - ④ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者。

3 自動販売機の設置条件等

(1) 使用料等

① 設置事業者の施設使用について

設置事業者は、自動販売機設置場所として使用する部分について、地方自治法第 238 条の 4 第 7 項の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用します。

② 使用許可の期間

使用許可の期間は令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から令和 10 年（2028 年）3 月 31 日までとします。

③ 使用料

本市の設定する最低使用料年額（税込）以上で、かつ、最高金額をもって有効な価格提案を行った者の金額を使用料とします。なお、最低使用料年額は 12,550 円とします。

使用料は、年度ごとに本市が指定する納付書により、本市の指定する期限までに当該年度分を全額納付するものとします。

また、本市行政財産使用料条例第 3 条の規定により、使用者の責めに帰すべき事由による使

用料の返還はいたしません。

④ その他必要経費等

自動販売機の設置及び撤去に要する工事費（計量法に適合した電力使用量計測用子メーター設置費含む）、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とします。また、自動販売機の運転に必要な光熱水費（電気料金）についても、全額を設置事業者の負担とします。

電源の確保については、別途工事が必要であり、当該費用についても業者負担とします。よって、入札までに現地視察を適宜お願いします。

電気使用料の請求額については、原則として設置した子メーターの指示値により計測した使用量に電気料金単価（税込）を乗じて積算した額とします。

⑤ 設置条件

自動販売機は、物件個別調書に示した場所に、指定サイズ内（業務の支障及び通行の妨げにならない範囲）で設置することができます。設置する自動販売機の外形寸法を事前に確認の上、設置場所の確認をお願いします。また、設置の際は必要に応じて、転倒防止対策も行ってください。

(2) 使用上の制限

- ① 使用許可の条件を遵守し、行政財産使用料等の費用は期日までに確実に納付すること。
- ② 使用許可期間中に、2応募資格(3)にかかる許認可等の取消しを受けていないこと（該当の場合のみ）。
- ③ 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸し、担保に供してはならないこと。
- ④ 自動販売機本体は、省エネタイプ・ノンフロンヒートポンプタイプとすること。
- ⑤ 販売品の搬入・廃棄物の搬出等を行う時間及び経路については、施設の指示に従うこと。
- ⑥ 販売品目は、一般市場で認知、支持されているお茶、水、炭酸飲料、ジュース類、コーヒー、紅茶などの清涼飲料水とし、酒類の販売はできません。また、標準小売価格を上回る価格での販売もできません。販売方法については、ビン・カン・ペットボトル等の密閉型とすること。（紙コップは対象外とします。）
- ⑦ 特記事項がある場合もありますので、物件個別調書を確認してください。

(3) 維持管理責任

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。
また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理も適切に行うこと。
- ② 自動販売機に併設して、回収ボックスを設置し、設置事業者の責任で適切に回収・リサイクルすること。なお、日曜日及び祝日の翌日には必ず回収すること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続きを行うこと。
- ④ 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全設置すること。
- ⑤ 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、設置事業者の責任において対応すること。また、自動販売機に故障時等の連絡先を明記すること。

(4) 使用許可の取消及び変更

本市が許可する設置場所を、公用若しくは公共用に供するため必要とするとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、使用許可の全部若しくは一部を取消、又は変更することがあります。また、本市の承認を得ずに用途を変更することはできません。

(5) 原状回復

設置事業者は、許可期間が満了または許可が取り消された場合は、速やかに原状回復を行うこと。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を本市に請求することはできません。

4 応募申込み

(1) 申込受付期間

令和7年2月25日（火）から令和7年3月7日（金）まで
（受付時間は9時～17時30分まで）

なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。

(2) 申込受付場所

宝塚市平井6丁目3番38号 宝塚市立ひらい人権文化センター

(3) 申込みに必要な書類

① 応募申込書（本市所定様式）

② 誓約書（本市所定様式）

③ 印鑑登録証明書（コピー不可）

④ 資格審査資料

ア 決算関係書類（直近3期分の損益計算書、貸借対照表）

イ 登記事項証明書

ウ 法人概要書（会社案内のパンフレット等）

⑤ 2応募資格(3)にかかる許認可等の免許証の写し（該当の場合のみ）

⑥ 設置する自動販売機のカatalog（仕様・寸法・消費電力等がわかるもの）

※ なお、登記事項証明書は、応募申込み時点で発行後3ヶ月以内のものに限ります。また、設置実績のある法人についても、提出書類はすべて必要です。

(4) 申込みの手続き

受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参してください。

（郵送、電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。）

(5) 応募資格の確認について

提出した書類を受理し、内容を審査します。参加要件を満たさないと判断した場合のみ（応募資格不備等）受付を取消し、その旨について後日、電話連絡を行います。

(6) 申込みに当たっての留意事項

使用許可は、応募申込書に記載された名義以外では行いません。

5 価格提案書の提出及び審査（公開選定）

(1) 価格提案書の提出及び審査の日時

価格提案書提出日 令和7年（2025年）3月17日（月）

受付時間 13時00分から13時30分まで

提案書の提出 13時30分から13時45分まで

提案書の開封 価格提案書提出締切り後即時

※公開選定の立会いは応募者であれば申込み等は不要ですが、会場の関係上、1社につき2名までとさせていただきます。

(2) 価格提案書の提出及び審査の場所

宝塚市平井6丁目3番38号 宝塚市立ひらい人権文化センター 本館

(3) 提出書類等（当日持参するもの）

① 価格提案書（本市所定様式） あらかじめ記入、押印の上、ご持参下さい。

② 委任状（本市所定様式）〔代理人（応募申込関係者以外の者）により応募しようとする場合のみ〕

③ 実印（印鑑登録された印鑑。代理人により応募しようとする場合は委任状に押印した印鑑）すでに押印済の書類を持参される場合は必要ありません。

④ 筆記用具

(4) 価格提案書の提出方法

- ① 応募参加者は、価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印の上、担当職員の指示に従い提出してください。
- ② 応募は代理人に行わせることができます。この場合には、委任状を価格提案書と同封提出してください。

(5) 提案金額の表示

提案金額は、物件明細書に示した場所に自動販売機を設置する条件で年額使用料（税込）を記入してください。

(6) 価格提案書の書換え等の禁止

応募参加者は、提出した価格提案書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

(7) 価格提案審査

- ① 価格提案審査は、価格提案書の提出締切り後直ちに応募参加者立会いのもとで行います。
- ② 応募参加者が価格提案審査に立ち会わないときは、当該価格提案審査事務に関係のない本市職員を立ち合わせます。
- ③ 価格提案審査に立ち会わなかった場合は、審査の結果について異議を申し立てることはできません。

なお、価格提案審査の当日出席しなかった者又は価格提案審査の時間に遅刻した者は、棄権とみなします。

(8) 価格提案書の無効

次のいずれかに該当する価格提案は、無効とします。

- ① 最低使用料年額（税込）を下回る価格によるもの。
- ② 応募参加資格がない者が価格提案したもの又は権限を証する書面の確認を受けない代理人が価格提案したもの。
- ③ 指定の日時までに提出しなかったもの。
- ④ 応募参加者の記名押印がないもの。
- ⑤ 本市が交付した価格提案書を用いないで提案したもの。
- ⑥ 同一価格提案審査について応募参加者又はその代理人が2以上の価格提案をしたときは、その全部のもの。
- ⑦ 同一価格提案審査について応募参加者及びその代理人がそれぞれ価格提案したときは、その双方のもの。
- ⑧ 同一価格提案審査について他の応募参加者の代理人を兼ね又は2人以上の代理人として価格提案したときはその全部のもの。
- ⑨ 応募価格又は応募参加者の氏名その他主要部分が識別し難いもの。
- ⑩ 金額の訂正、削除、挿入等によるもの。
- ⑪ 価格提案に関し不正な行為を行った者が提案したもの。
- ⑫ その他価格提案審査に関する条件に違反したもの。

(9) 設置事業者の決定

設置事業者の決定は、本市が設定する最低使用料年額（税込）以上でかつ、最高金額をもって有効な価格提案を行った者としてします。

なお、設置事業者には価格提案審査終了後、引き続き使用許可手続き等の説明を行いますので、必ず参加してください。正当な理由がなく、説明会に出席されない場合は、設置事業者の資格を取り消します。

(10) くじによる設置事業者の決定

最高となるべき同価の価格提案書の投函をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより設

置事業者を決定します。

当該応募参加者のうち、くじを引かない者がある場合は、本市が指定した者（価格提案審査事務に関係のない職員）が応募参加者にかわってくじを引き、設置事業者を決定します。その場合、くじの結果について異議を申し立てることはできません。

(11) 審査結果の公表

設置事業者があるときは、その者の社名及び金額を、設置事業者がないときは、その旨を価格提案審査に立ち会った応募参加者に公表します。

なお、公募結果については、本市ホームページにて公表します。

(12) 価格提案審査の中止

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、価格提案審査を中止、又は価格提案審査期日を延期することがあります。

6 使用許可申請等の手続き

設置事業者に決定した者は、物件個別明細書に記載の担当所属に確認の上、次の書類を提出してください。

(1) 行政財産使用許可申請書（本市指定様式）

申請書に記載の添付書類も提出してください（すでに提出済みのものは除く）。

なお、今後必要な使用許可手続等は物件明細書に記載の担当所属と行います。

また、使用許可については、応募申込書に記載された名義で行います。

7 設置事業者の決定の取消し

(1) 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。

(2) 設置事業者が設置条件や応募資格を満たしていないことが判明した場合、又は失った場合。

8 その他

(1) 使用許可期間中、月ごとの飲料の種類別に販売本数・販売金額の報告をお願いします。

(2) 使用許可の手続き及び履行に関する一切の費用については、設置事業者の負担となります。

(3) 自動販売機設置の際は、安全管理に努めること。

(4) 本実施要領に定めのない事項は、地方自治法、同施行令、宝塚市会計事務規則等の関連諸法規に定めるところによって処理します。

9 参考スケジュール

申込受付期間	令和7年（2025年）2月25日（火）から 令和7年（2025年）3月7日（金）17時30分まで
質疑事項の受付期間	令和7年（2025年）3月7日（金）17時30分まで
質疑事項への回答日	令和7年（2025年）3月11日（火）全申込者へ（FAX）回答
価格提案書提出期限	令和7年（2025年）3月17日（月）13:30～13:45
提案書開封日時	令和7年（2025年）3月17日（月）価格提案書提出締切り後即時
行政財産使用許可	令和7年（2025年）4月1日（火）から

10 問い合わせ先

公募に関する問い合わせ先 ; 宝塚市総務部ひらい人権文化センター

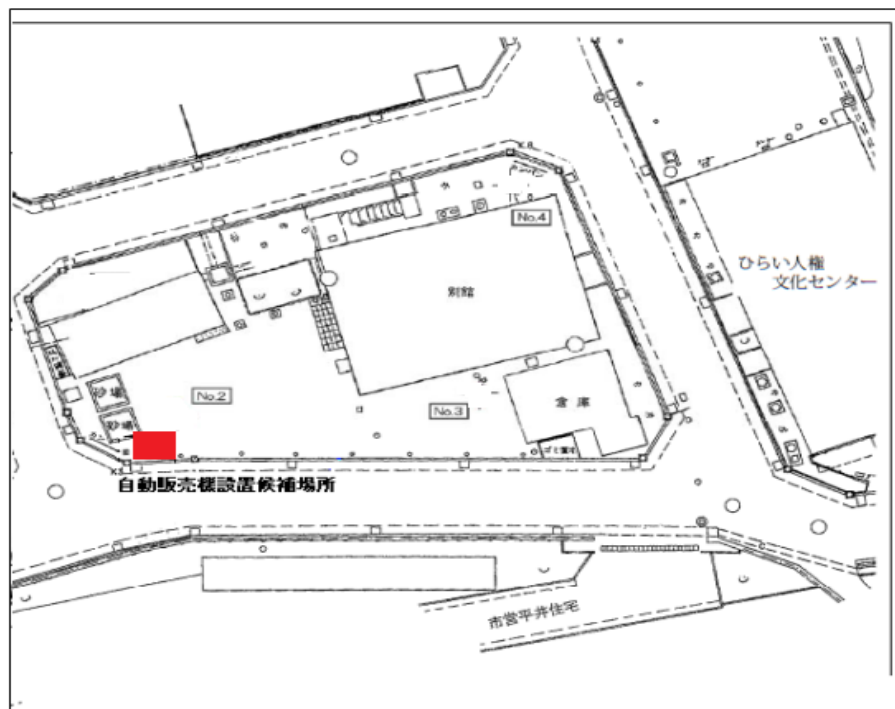
兵庫県宝塚市平井6丁目3番38号 電話（0797）88-2795

物件明細書

当該物件の情報及び問合せ先	
所在地	兵庫県宝塚市平井6丁目3番38号
設置場所	宝塚市立ひらい人権文化センター
設置場所詳細	別館敷地南西部 市道 1253 号線沿い(下図のとおり)
建物内職員数	10 人
1 日の来庁者数	約90人
設置台数・可能面積	1 台 奥行1000mm×幅1800mm (回収箱・引込柱を含む)
担当課	宝塚市 総務部 ひらい人権文化センター
担当者	長野
連絡先	0797-88-2795(直通)

設 置 条 件		
(1)	設置状況	室外
(2)	設置機種	省エネ・ノンフロンヒートポンプタイプ
		ロケーション対応型
(3)	販売種別	ビン・カン・ペットボトル・紙パック密閉容器
(4)	販売品目	一般的な清涼飲料水、お茶・ジュース類・コーヒー等
(5)	販売価格の指定	販売小売価格以内
(6)	他の自販機設置台数	無

自動販売機配置図



公募物件一覧表

設置施設	宝塚市立ひらい人権文化センター
所在地	兵庫県宝塚市平井6丁目3番38号
設置場所	センター別館敷地内
台数	1 台

売上実績 (販売本数)

	販売本数 (年間)	販売本数 (一日平均)
2022 年度	5,352 本	14 本
2023 年度	5,097 本	13 本

受付番号

令和 年 月 日

応 募 申 込 書

宝塚市長 あて

募集要項の各条項を承知の上、宝塚市総務部ひらい人権文化センターが実施する清涼飲料水自動販売機設置事業者の募集、ひらい人権文化センター（行政財産）について、次のとおり申し込みます。

なお、ホームページに決定金額及び設置事業者が法人であることを掲載することに同意します。

(〒 ー)

申込者 所在地

企業名等

社⑩

代表者氏名

⑩

(担当責任者)

所 属

職・氏名

電話

F A X

1. 応募物件

設置施設 ・ ・ ・ 宝塚市立ひらい人権文化センター

設置場所 ・ ・ ・ 別館敷地内

2 添付書類

(1) 誓約書

(2) 印鑑登録証明書(コピー不可)

(3) 資格審査資料

・ 決算関係書類（直近3期分の損益計算書、貸借対照表）

・ 登記事項証明書

・ 法人概要書（会社案内のパンフレット等）

(4) 許認可等の写し（該当の場合のみ）

(5) 設置する自動販売機のカatalog（仕様・寸法・消費電力等がわかるもの）

誓 約 書

清涼飲料水自動販売機設置事業者 ひらい人権文化センター（行政財産）の募集に参加するにあたり、下記の事項を誓約します。

- 1 清涼飲料水自動販売機設置事業者募集要項、ひらい人権文化センター（行政財産）の内容をすべて承知しています。
- 2 自動販売機設置に伴う使用許可を受ける内容、状況を把握しています。
- 3 清涼飲料水自動販売機設置事業者募集要項 ひらい人権文化センター（行政財産）における応募資格の内容をすべて満たしています。

令和 年 月 日

宝塚市長あて

住所（所在地）

〒 ー

氏名（法人名及び代表者名）

⑩

委任状

令和 年 月 日

宝塚市長 あて

私は、清涼飲料水自動販売機設置事業者募集要項 ひらい人権文化センター（行政財産）に参加するにあたり、下記の者に権限を委任します。

記

1 委任する権限

清涼飲料水自動販売機設置事業者募集要項 ひらい人権文化センター（行政財産）の価格提案に関する一切の権限

2 代理人

住所

〒 —

氏名

代理人使用印

3 委任者

住所（所在地）

〒 —

氏名（法人名及び代表者名）

印

（注）委任状は、公開選定日に提出して下さい。

委任者の印は、応募申込書に押印した印鑑を押印して下さい。

価格提案書には代理人使用印を押印しなければなりません。

価 格 提 案 書

※（委任状がある場合は同封のこと。）

令和 年 月 日

宝塚市長 あて

応募者
住所

氏名

⑩

代理人
住所

氏名

⑩

清涼飲料水自動販売機設置事業者募集要項 ひらい人権文化センター（行政財産）の内容を承知の上、価格提案します。

価 格 _____ 円

件名 清涼飲料水自動販売機設置事業者の募集
宝塚市立ひらい人権文化センター（行政財産）

- （注） 1 金額はアラビア数字1、2、3・・・とし、数字の頭に¥マークを入れること。
2 黒又は青のボールペンを使用すること。
3 応募者の印鑑は、応募申込書に押印した印鑑を使用すること。
4 代理人が応募するときは、応募者の住所、氏名（印は不要）を記入のうえ、代理人の住所、氏名を記入し、委任状に押印した使用印と同一の印鑑を使用すること。

(参考)

(自動販売機設置用)

行政財産使用許可申請書

令和 年 月 日

宝塚市長 あて

申請者

住所

氏名

⑨

次のとおり行政財産を使用したいので、許可して下さるよう申請します。

使用物件

名称

所在

数量

使用目的 自動販売機の設置による飲料販売

使用期間 令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

使用料 円

使用責任者

住所

氏名

添付書類 使用計画書（自動販売機のカタログ・販売品目、販売価格一覧）、
営業に必要な許認可の写し（該当の場合のみ）
申請者の登記事項証明書、決算関係書類

(参考)

(自動販売機設置用)

行政財産使用許可書

宝塚市指令 第 号
令和 年 (年) 月 日

様

宝塚市長 ⑩

令和 年 月 日付で申請のあった行政財産の使用については、次のとおり許可します。

1 許可物件

- (1) 名称
- (2) 所在
- (3) 数量

2 許可条件

- (1) 使用目的 自動販売機の設置による飲料販売
- (2) 使用期間 令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

(3) 使用料

ア 使用料の額 金 円 (年額)

イ 上記の使用料は、別に指定する納付書により納付期限内に宝塚市指定金融機関に納付すること。

ウ 上記の使用料を納付期限までに納付しなかったときは、その納付期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、当該金額につき年 14.6 パーセント(当該納付期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント(宝塚市市税条例(昭和 29 年宝塚市条例第 32 号)付則第 3 条の 2 に規定する場合にあっては、同項に規定する特例基準割合))の割合で計算した金額(当該金額の計算に係る年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。)を延滞金として、別に指定する納付書により納付すること。

エ 宝塚市行政財産使用料条例第 3 条の規定により、使用者の責めに帰すべき事由による使用料の返還はいたしません。

(4) 光熱水費等の負担

ア 使用した電気、ガス、水道、電話等の料金は、本市の請求に基づき、その指定する期日までに、本市が指定する納付書により宝塚市指定金融機関に納付すること。

イ 上記の光熱水費等を指定する期日までに納付しなかったときは、その期日の翌日から納付した日までの日数に応じ、当該金額につき年 14.6 パーセント(当該納付期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント(宝塚市市税条例(昭和 29 年宝塚市条例第 32 号)付則第 3 条の 2 に規定する場合にあっては、同項に規定する特例基準割合))の割合で計算した金額(当該金額の計算に係る年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日当たりの割合とする。)を遅延利息として光熱水費等に加算して納付すること。

(5) 権利譲渡等の禁止

許可物件に関する権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は許可物件を定められた目的以外に使用しないこと。

(6) 原状変更の制限

許可物件を改築、改装又は造作しようとするときは、その旨を文書により申し出て、文書による承諾を得ること。

(7) 使用状況の立入調査

許可物件の管理上必要があるときは、許可物件に立入り、使用状況について調査することがある。
この場合においては、これを拒まないこと。

(8) 滅失・損傷の責任

許可物件を滅失又は損傷したときは、直ちにその旨を申し出て、速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償すること。

(9) 許可の取消等

ア 許可条件に違反したとき、又は本市において許可物件を公用若しくは公共用に供する必要があるときは、許可期間中であってもこの許可を取り消すことがある。

イ 許可期間が満了した場合、又は許可を取り消した場合において、許可期間中に許可物件に投じた有益費等又は許可が取り消されたことにより生じた損害があっても、その補償は一切行わない。

ウ宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例第8条に該当するときは、この許可を取り消すものとする。

(10) 原状回復

許可期間が満了したとき、又は許可を取り消されたときは、直ちに許可物件を原状に回復し、返還すること。この場合において、本市係員の検査を受けること。

(11) 住所、氏名等の変更の届出

次の一に該当するときは、速やかにその旨を届け出ること。

ア あなたが住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称を変更したとき。

イ この許可に関する権利を相続により承継したとき。

ウ あなたが法人である場合に、解散、合併その他の変動があったとき。

(12) 更新について

ア 使用許可の期間は令和7年(2025年)4月1日から令和10年(2028年)3月31日までとし、この期間を超える更新はできません。

【教示】

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、宝塚市長に対して審査請求をすることができます。

この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、宝塚市を被告として(訴訟において宝塚市を代表する者は宝塚市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

（延滞金の割合等の特例）

第 3 条の 2 当分の間、第 20 条、第 43 条第 2 項、第 50 条第 3 項、第 51 条第 2 項、第 52 条、第 52 条の 12 第 2 項、第 65 条第 2 項、第 93 条第 5 項、第 96 条第 2 項、第 136 条第 2 項（第 137 条の 7 において準用する場合を含む。）及び第 137 条第 2 項（第 137 条の 7 において準用する場合を含む。）に規定する延滞金の年 7.3 パーセントの割合は、これらの規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に 0.1 パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。